

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則

昭和 40 年島根県規則第 30 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和 40 年島根県条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(有害図書類とみなす図書類の内容)

第 2 条 条例第 6 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める写真又は絵は、次に掲げる姿態又は行為を被写体とし、又は描写した写真又は絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした写真又は絵を含む。）とする。

- (1) 大腿部を開いた姿態（全裸、半裸又はこれに近い状態でのものに限る。次号から第 6 号までにおいて同じ。）
- (2) 陰部、臀部又は胸部を誇示した姿態
- (3) 自慰の姿態
- (4) 愛撫の姿態
- (5) 排泄の姿態
- (6) 緊縛の姿態
- (7) 性交又は性交を連想させる行為
- (8) 不同意性交等その他の陵辱行為
- (9) 変態性欲に基づく性行為

2 条例第 6 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める映像は、前項各号に掲げる姿態又は行為を被写体とし、又は描写した映像（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした映像を含む。）とする。

(有害玩具類とみなす玩具類の形状等)

第 3 条 条例第 7 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有する物品は、次に掲げる物品とする。

- (1) 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似する形状を有する物品
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造をなし、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着が可能な構造を有する物品
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させることにより人形となる物品を含む。）

(図書類自動販売機等の設置等の届出)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規定による自動販売機等の設置の届出は、図書類自動販売機等設置届（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、持参して知事に提出することによって行わなければならない。

- (1) 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）により図書類を販売し、又は貸し付けようとする者（以下「図書類自動販売等業者」という。）の住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書）

- (2) 自動販売機等の設置場所付近の見取図
- (3) 設置場所の提供に関する確認書（様式第2号）
- (4) 図書類の販売又は貸付けを管理する者（以下「図書類自動販売等管理者」という。）の住民票の写し
- (5) 権限付与証明書（様式第3号）
- (6) 図書類自動販売等管理者の義務等に関する確認書（様式第4号）

2 条例第8条第1項第6号の規則で定める事項は、自動販売機等により販売又は貸付けをする図書類の種類並びに支店又は営業所等により営業活動を行う場合にあっては、支店又は営業所等の所在地及び名称とする。

3 条例第8条第2項の規定による変更又は廃止の届出は、図書類自動販売機等届出事項変更・廃止届（様式第5号）を、変更の場合にあっては持参して知事に提出することによって、廃止の場合にあっては持参し、又は郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付して知事に提出することによって行わなければならない。この場合において、条例第8条第1項第2号の設置場所を変更しようとするときは変更後の自動販売機等の設置場所付近の見取図及び設置場所の提供に関する確認書（様式第2号）を、同号の自動販売機等の設置場所を提供する者を変更しようとするときは設置場所の提供に関する確認書（様式第2号）を、同項第3号に掲げる事項を変更したときは変更後の図書類自動販売等管理者の住民票の写し、権限付与証明書（様式第3号）及び図書類自動販売等管理者の義務等に関する確認書（様式第4号）を添付しなければならない。

（図書類自動販売機等の届出済証等）

第5条 条例第9条に規定する届出済証は、様式第6号によるものとする。

2 条例第9条に規定する届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難になったときは、図書類自動販売機等届出済証再交付申請書（様式第7号）を知事に提出して再交付を受けなければならない。

（有害興行の掲示）

第6条 条例第13条第2項の規定による掲示は、様式第8号によって行わなければならない。

（広告物の除去、頒布の中止その他必要な措置の命令書）

第7条 条例第14条第2項の規定による広告物の除去、頒布の中止その他必要な措置の命令は、様式第9号の命令書によって行う。

（特定薬品等の指定）

第8条 条例第22条の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条第11号の規定に基づき指定された医薬品
- (2) 塩酸エフェドリン及びその製剤
- (3) 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6の2に掲げる

ものをいう。以下この号において同じ。)及び有機溶剤含有物(有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有するものをいう。)

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)

第8条の2 条例第25条の2第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、条例第25条の2第2項第1号に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること。
- (2) 保護者が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第25条の2第2項第2号に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないこと等がやむを得ないと認められる理由等)

第8条の3 条例第25条の2第2項各号に規定する規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用すること又は当該携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約に係る特定携帯電話端末等に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずること(次号において「青少年有害情報フィルタリングサービスの利用等」という。)により当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- (2) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用等により当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- (3) 保護者が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年の当該役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。

2 条例第25条の2第2項各号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出年月日
- (2) 申出者の住所、氏名及び電話番号
- (3) 携帯電話インターネット接続役務を利用する青少年の住所、氏名及び生年月日
(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の公表に係る事項)

第8条の4 条例第25条の3第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公表の理由
- (2) その他知事が必要と認める事項
(指定書)

第9条 条例第27条ただし書の通知は、様式第10号の指定書によって行う。

(立入調査員の指定)

第10条 条例第28条第1項の規定により立入調査等を行う職員（以下「立入調査員」という。）は、次に掲げる者のうちから指定する。

- (1) 健康福祉部青少年家庭課の職員
- (2) 児童相談所の職員
- (3) 教育庁学校教育課及び社会教育課の職員
- (4) 教育事務所の職員
- (5) 警察本部生活安全部人身安全少年課の職員
- (6) 警察署の少年補導を担当する警察官及び少年補導職員

(立入調査員証)

第11条 条例第28条第4項に規定する立入調査員の身分を示す証明書は、様式第11号による。

(立入調査等の告知)

第12条 立入調査員は、条例第28条第1項の規定により立入調査等を行う場合においては、同項に規定する図書類販売等営業者等、図書類自動販売等管理者その他の関係者に対して、立入調査等を行う旨を告知しなければならない。

附 則

この規則は、昭和40年7月1日から施行する。

附 則（昭和47年規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年規則第45号）

この規則は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則（昭和53年規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年規則第94号）

この規則は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則（昭和60年規則第33号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

(行政権限委任規則の一部改正)

- 2 行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

(次のよう)略

附 則（平成5年規則第12号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第15号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第5号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第1号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第23号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第29号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第6号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第10号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成19年規則第14号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第32号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第36号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第11号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定並びに様式第2号の改正規定、様式第4号の改正規定（「又はがん具類」を「又は玩具類」に、「有害指定がん具類」を「有害指定玩具類」に、「がん具類に」を「玩具類に」に、「がん具類販売業者等」を「玩具類販売業者等」に改める改正規定に限る。）及び様式第11号の改正規定（「がん具類販売業者等」を「玩具類販売業者等」に、「又はがん具類」を「又は玩具類」に改める改正規定に限る。）は公布の日から、様式第9号及び様式第10号の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第41号）

この規則は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 8 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第 38 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 139 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年規則第 21 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規則第 1 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年規則第 53 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

(表 面)

図書類自動販売機等設置届

年 月 日

様

届出者 (図書類を販売し、又は貸し付けようとする者)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記載のこと〕

電話番号

下記のとおり図書類自動販売機等を設置するので、島根県青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項の規定により届け出ます。

自動販売機等の区分	1 自動販売機	2 自動貸出機
自動販売機等の設置場所	市 郡	町 村 番地
設置場所を提供する者	住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載のこと) 電話番号	
図書類自動販売等管理者	住 所 氏 名 電話番号	
販売・貸付開始予定年月日	年 月 日	
自動販売機等の型式及び製造番号	型 式 製造番号	
販売又は貸付をする図書類の種類	雑誌 写真集 録画テープ その他 (具体的に記入すること)	
支店・営業所等の所在地、名称等 (支店・営業所等により営業活動を行う場合に記載のこと)	所 在 地 名 称 担当部署、担当者名 電話番号	

(注) 以下の種類を添付すること。

- 1 図書類自動販売等業者の住民票の写し (法人にあつては、法人の登記事項証明書)
- 2 自動販売機等の設置場所付近の見取図 (本様式の裏面に記載した留意事項に従って作成したもの)
- 3 設置場所の提供に関する確認書 (様式第2号)
- 4 図書類自動販売等管理者の住民票の写し
- 5 権限付与証明書 (様式第3号)
- 6 図書類自動販売等管理者の義務等に関する確認書 (様式第4号)

[県使用欄] (注 ; 以下には記入しないこと。)

届出書到達年月日 ; 年 月 日 / 整理番号 ; 第 号
届出済証送付年月日 ; 年 月 日

(裏 面)

(自動販売機等の設置場所付近の見取図作成上の留意事項)

下記(その1)及び(その2)の2種類の図面を作成するものとし、それぞれに「自動販売機等の設置場所付近の見取図(その1)」「自動販売機等の設置場所付近の見取図(その2)」と表示すること。

○(その1)について

- 1 A4の用紙に縮尺1,500分の1程度の地図、住宅図などを貼り付けるか、設置場所付近を1,500分の1程度で図示すること。
- 2 自動販売機等の設置場所を明示するとともに、付近の状況がよく分かる、目印となる物を記入すること。
- 3 自動販売機等の設置場所の属する市町村図に、当該自動販売機等の設置場所を明示したものを添付すること。

○(その2)について

- 1 A4の用紙に設置場所における自動販売機等の配置について、建物等を含め、その状況が分かるように図示すること。
- 2 既存の自動販売機等がある場合には、位置関係を明らかにすること。

様式第2号 (第4条関係)

設置場所の提供に関する確認書

年 月 日

様

図書類自動販売機等の設置場所の提供者

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記載のこと〕

下記のとおり、私が〔所有・管理〕する〔土地・建物〕に図書類自動販売機等を設置されることについては、島根県青少年の健全な育成に関する条例第11条第3項の規定を了解の上、承諾しました。

自動販売機等の区分	1 自動販売機	2 自動貸出機
自動販売機等の設置場所	市 町 番地 郡 村	
自動販売機等の設置者	住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載のこと) 電話番号	
自動販売機等の型式及び製造番号	型 式 製造番号	

島根県青少年の健全な育成に関する条例

第11条

3 自動販売機等の設置場所を提供する者は、有害指定図書類と認められるもの及び有害指定玩具類と認められるものを当該自動販売機等に収納させないように努めなければならない。

(記入上の注意)

- 1 必ず図書類自動販売機等の設置場所の提供者が自署すること。
- 2 〔 〕内は該当する事項に○印を付すこと。

様式第3号 (第4条関係)

権 限 付 与 証 明 書

年 月 日

様

届出者 (図書類を販売し、又は貸し付けようとする者)

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び記載者の氏名を記載のこと〕

下記の図書類自動販売機等については、当該図書類自動販売等管理者に対し、島根県青少年の健全な育成に関する条例第11条第1項及び第2項に規定する図書類自動販売等管理者の義務を履行するために必要な権限を付与しました。

自動販売機等の区分	1 自動販売機 2 自動貸出機
自動販売機等の設置場所	市 町 番地 郡 村
図書類自動販売等管理者	住 所 氏 名
自動販売機等の型式及び製造番号	型 式 製造番号
付与した権限の具体的な内容	

様式第4号 (第4条関係)

図書類自動販売等管理者の義務等に関する確認書

年 月 日

様

図書類自動販売等管理者

住 所

氏 名

下記の図書類自動販売機等について、私は、島根県青少年の健全な育成に関する条例第10条第1項に規定する図書類自動販売等管理者として、同条例第11条第1項及び第2項、第28条第1項並びに第30条第2項第3号及び第4項第4号の規定を了解の上、就任を承諾しました。

自動販売機等の区分	1 自動販売機	2 自動貸出機
自動販売機等の設置場所	市 郡	町 村 番地
自動販売機等の設置者	住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載のこと) 電話番号	
自動販売機等の型式及び製造番号	型 式 製造番号	

島根県青少年の健全な育成に関する条例

第10条 図書類自動販売等業者は、自動販売機等ごとに、図書類の販売又は貸付けを管理する者(以下「図書類自動販売等管理者」という。)を置かなければならない。

第11条 自動販売機等により図書類又は玩具類を販売し、又は貸し付ける者及び図書類自動販売等管理者は、有害指定図書類又は有害指定玩具類をその設置し、又は管理する自動販売機等に収納してはならない。

2 前項に規定する者は、現に自動販売機等に収納している図書類又は玩具類が第6条第1項又は第7条第1項の規定により指定されたとき(新たに第6条第2項各号に掲げる図書類又は第7条第2項第1号に掲げる玩具類に該当することとなったときを含む。)は、直ちに当該図書類又は玩具類を当該自動販売機等から撤去しなければならない。

第28条 知事は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、図書類販売業者等、玩具類販売業者等、興行者、広告主等、第20条の2第1項に規定する施設を営む者若しくは携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(以下「図書類販売等営業者等」という。)若しくは図書類自動販売等管理者から必要な報告を徴し、又は知事の指定した職員をして図書類販売等営業者等の営業所(図書類又は玩具類の自動販売機等の設置場所を含む。)内にその営業時間中において立ち入らせ、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第30条

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(3) 第11条第1項又は第2項の規定に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(4) 第28条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(記入上の注意)

必ず図書類自動販売等管理者が自署すること。

(表 面)

図書類自動販売機等届出事項変更・廃止届

年 月 日

様

図書類自動販売等業者

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記載のこと 〕

電話番号

下記のとおり図書類自動販売機等〔の設置に係る届出事項を変更した・の設置に係る届出事項を変更する・による図書類等の販売を廃止した〕ので、島根県青少年の健全な育成に関する条例第8条第2項の規定により届け出ます。

自動販売機等の区分		1 自動販売機	2 自動貸出機
自動販売機等の設置場所		市 郡	町 村 番地
自動販売機等の型式及び 製造番号		型 式 製造番号	
届 出 事 項 の 変 更	変更事項		
	変更(予定)年月日		年 月 日
	変 更 内 容	変更前	
		変更後	
廃 止	廃止年月日		年 月 日

(注) 届出事項の変更の場合は、島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則第4条第3項の規定に基づき、変更事項に応じ以下の書類を添付すること。

- 1 図書類自動販売等業者の住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書)
- 2 自動販売機等の設置場所付近の見取図(本様式の裏面に記載した留意事項に従って作成したもの)
- 3 設置場所の提供に関する確認書(様式第2号)
- 4 図書類自動販売等管理者の住民票の写し
- 5 権限付与証明書(様式第3号)
- 6 図書類自動販売等管理者の義務等に関する確認書(様式第4号)

(記入上の注意)

〔 〕内は該当する事項に○印を付すること。

[県使用欄] (注；以下には記入しないこと。)

届出書到達年月日；	年 月 日 /	整理番号；	第 号
届出済証送付年月日；	年 月 日		

(裏 面)

(自動販売機等の設置場所付近の見取図作成上の留意事項)

下記(その1)及び(その2)の2種類の図面を作成するものとし、それぞれに「自動販売機等の設置場所付近の見取図(その1)」「自動販売機等の設置場所付近の見取図(その2)」と表示すること。

○(その1)について

- 1 A4の用紙に縮尺1,500分の1程度の地図、住宅図などを貼り付けるか、設置場所付近を1,500分の1程度で図示すること。
- 2 自動販売機等の設置場所を明示するとともに、付近の状況がよく分かる、目印となる物を記入すること。
- 3 自動販売機等の設置場所の属する市町村図に、当該自動販売機等の設置場所を明示したものを添付すること。

○(その2)について

- 1 A4の用紙に設置場所における自動販売機等の配置について、建物等を含め、その状況が分かるように図示すること。
- 2 既存の自動販売機等がある場合には、位置関係を明らかにすること。

様式第6号 (第5条関係)

図書類自動販売機等届出済証	
届出年月日； 年 月 日／整理番号； 第 号	
自動販売機等の設置場所	市 町 番地 郡 村
図書類自動販売等業者	住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名) 電話番号
図書類自動販売等管理者	住 所 氏 名 電話番号
設置場所の提供者	住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名) 電話番号
自動販売機等の型式及び 製造番号	型 式 製造番号
島 根 県	
これは、島根県青少年の健全な育成に関する条例第9条に規定する届出済証として、島根県知事が図書類自動販売等業者に交付したものです。	

注 用紙の大きさは、縦14センチメートル、横14センチメートルとする。

様式第7号(第5条関係)

図書類自動販売機等届出済証再交付申請書

年 月 日

様

図書類自動販売等業者

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記載のこと〕

知事から交付された島根県青少年の健全な育成に関する条例第9条に規定する届出済証が〔滅失した・破損した・識別が困難になった〕ので、島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則第5条第2項の規定により再交付を申請します。

自動販売機等の区分	1 自動販売機	2 自動貸出機
自動販売機等の設置場所	市 町 番地 郡 村	
自動販売機等の型式及び 製造番号	型 式 製造番号	

(記入上の注意)

〔 〕内は該当する事項に○印を付すこと。

[illegible]

ただいま上映(上演)中の「」は、島根県青少年の健全な育成に関する条例に基づき、青少年にとって有害な興行として指定された興行ですので、18歳未満の方の観覧はお断わりします。

- 1 縦書横書いずれにしてもさしつかえないこと。
- 2 「 」の中には、上映(上演)中の映画、演劇、演芸、見せもの等の題名を明記すること。

様式第9号(第7条関係)

指令 第 号

住 所

氏 名

広告物及びその所在地

上記広告物について、島根県青少年の健全な育成に関する条例第14条第2項の規定により、下記のとおり措置することを命ずる。

年 月 日

島根県知事 氏 名 印

記

教示

- 1 上記の命令(以下「処分」という。)について不服のある者は、処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができる。
- 2 処分については、1の審査請求のほか、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

- 3 1又は2の期間が経過する前に、処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間や処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

指令 第 号

住 所

氏 名

下記のものを島根県青少年の健全な育成に関する条例に基づき、有害()として指定する。

年 月 日

島根県知事 氏 名 印

記

1 種類

2 名称 (題名)

3 著者 (発行者、興行者) 名

4 指定の理由

教示

1 上記の指定 (以下「処分」という。)について不服のある者は、処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができる。

2 処分については、1の審査請求のほか、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として (訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

3 1又は2の期間が経過する前に、処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間や処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

第	号
立 入 調 査 員 証	
所 属	
職氏名	
島根県青少年の健全な育成に関する条例第28条第1項に規定する立入調査又は質問の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日	
島根県知事 氏	名 印

島根県青少年の健全な育成に関する条例抜粋

第20条の2 興行を開催する施設又は次に掲げる施設(法令により深夜(午後11時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ。))において青少年の立入りが制限されているものを除く。)を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜において、当該施設に青少年(保護者又は保護者の委託を受け、若しくは同意を得た者が同伴するものを除く。次項及び第23条の3第4項において同じ。)を立ち入らせてはならない。

(1) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱を行わせる施設

(2) 設備を設けて客に主に図書類を閲覧若しくは視聴させ、又はインターネットの利用を行わせる施設(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館を除く。)

2 (省略)

(立入調査等)

第28条 知事は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、図書類販売業者等、玩具類販売業者等、興行者、広告主等、第20条の2第1項に規定する施設を営む者若しくは携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(以下「図書類販売等営業者等」という。)若しくは図書類自動販売等管理者から必要な報告を徴し、又は知事の指定した職員をして図書類販売等営業者等の営業所(図書類又は玩具類の自動販売機等の設置場所を含む。)内にその営業時間中において立ち入らせ、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 (省略)

3 前2項の規定による立入調査等は、必要最少限度において行うべきであって、図書類販売等営業者等及び利用カード販売業者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。

4 第1項に規定する職員又は警察職員は、同項又は第2項の規定により立入調査等を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注 用紙の大きさは、縦9センチメートル、横6センチメートルとする。